

# 『日本書紀』

## における死の表現

### ——崩を中心に——

## The Expressions of Death in “Nihon-syoki”

### —Centering on 崩 *Hou*—

Sinji ABE

*Japanese Literature*

**Abstract.** As a basic operation, I picked out all the expressions of death (崩 *hou*, 蔡 *kou*, 卒 *sotu*, 死 *si*, etc.) in “Nihon-syoki”. As we can see in the ancient Chinese document “Raiki”, in China the meaning of the Chinese character “崩” was the death of Emperors (天子). In the 8th century Japan adopted that thought, so in Japan “崩” means the death of a Japanese Emperor. The reading of “崩” has been “*kamuagaru*”. The reading of “*kamuagaru*” is based on the mythological meaning that the Japanese Emperors come down from heaven (天上 *ame*, *tenjyou*) to earth (天下 *amenosita*), die on earth and return to heaven again. But in “Nihon-syoki” I could not find an example of the Emperor coming down from heaven to earth, and returning to heaven again. As a result I clarified that the reading and the mythological meaning of “*kamuagaru*” are not reasonable in “Nihon-syoki”.

### はじめに

二〇〇〇年の『高知医科大学紀要』(第十六号)において私は「『古事記』における「崩」の読みと意味について」を発表し、<sup>(1)</sup>『古事記』の中で天皇の死をしめす崩をカムアガルと読ませるようになつたのは江戸時代前期の延宝本以降であり、その確実な根拠が見当たらないことを明かにした。また、『日本書紀』で崩をカムアガルと読ませるようになつたのは鎌倉時代の兼方本(一二八六年の奥書き)以降であろうと想定した。その後このことに関してさらに研究を深めることなくそのままにしておいたが、二〇〇二年六月に玉岡謙治氏より「上代日本語の表記論的研究——〈死〉を表す語を中心として——」という論文と、その研究の基礎である『古事記』、『万葉集』ならびに『六国史』の「死」の表記を抽出したデータベースをいただいた。<sup>(2)</sup> 本稿では玉岡氏のデータベースのなかの『日本書紀』の部分と私が持っていた『日本書紀』の死に関する表記の資料を使用して、『日本書紀』の中で死を表す漢字の表記のほぼ全てを網羅した資料を作成した。それが本文末の付表である。そして、その資料を基に『日本書紀』の中の崩がどのように使用されているかを明かに

阿部眞司  
(文学)

した。

## 崩の辞書的意味

崩が天皇の死に用いられるることは中国の例に倣つたものである。『礼記』「曲礼下」には

天子死曰崩、諸侯曰薨、大夫曰卒、士曰不禄、庶民曰死

とある。日本の『令』「喪葬令」第二十六には

凡百官身亡者、親王及三位以上称薨、五位以上及皇親称卒、六位以

下。達於庶人。称死

とある。親王は天皇の兄弟、皇子を指し（姉妹、皇女もこれに准ずる）、皇親は4世王までとし5世は含めない。（『繼嗣令』第十三）

崩と不禄は「喪葬令」のなかに含まれていない。理由は士に相当する階級がなかったことと、崩に天皇の死を表現する特別な意味を持たせた結果であろう。

崩の意味は『説文解字』（九下）によれば

崩、山壞也 从山崩聲

とあり、山の崩壊にたとえ天子の死を崩といった。（加藤常賢『漢字の起原』）現在、崩は音読みではホウ、訓読みではカムアガルとする。カムアガルの読みは『古事記』では宣長の『古事記伝』以降、『日本書紀』で明確なのは鎌倉時代の兼方本と推定されるが、まだ明確になつていない。<sup>(1)</sup>

平安時代の古辞書『新撰字鏡』（天治本）は

崩 甫登反 平 壞也 死也 隅也 毀也 久豆留

とする。隮は夕または夕でやぶれる、少しくづれるの意である。

『類聚名義抄』（法上一二〇）では

崩 北朋反 クツル シヌ帝 木ホウ アツシ

とする。いずれも崩をカムアガルとは読ませていない。

今、崩をカムアガルと読ませる従来の考えに従いつつ、『日本書紀』の用例を見ていく。（『古事記』の中の崩に関しては注1で分析したので参照していただきたい。）

## 天皇以外に用いられる崩 一・日向三代の天孫

崩は天皇の死を言う時に用いられる特別な表現であり、歴代天皇に用いられて来た。『日本書紀』の中で崩の用例をまとめ付表I（No.7～No.114）に示しておく。その死に崩が用いられていない天皇として崇峻天皇がいるがこれは例外である。崇峻天皇については後述する。天皇に用いられる崩は各天皇紀の終りに御陵と共に記録され、その後、次の天皇の即位前期に崩じたことが記録されるという形式で基本的に統一されている。

ここでは天皇以外に崩が使用されている例を挙げることによつて崩のもつ意味を確かめていく。天皇以外で崩が使用されている神、人物は次の通りである。

- 1 天津彦彦火瓊杵尊
- 2 彦火火出見尊
- 3 彦波瀬武鷦鷯草葺不合尊

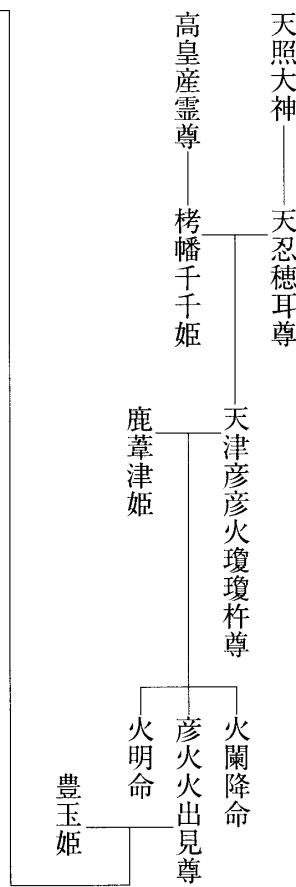
4 日本武尊

5 神功皇后

6 飯豊青尊

## 7 宣化天皇皇后橘皇后

1から3の尊はいわゆる日向三代の天孫である。その系図を示すと次のようになる。



玉依姫

彦波瀬武鷦鷯草葺不合尊  
彦五瀬命  
稻飯命

神日本磐余彦火火出見尊  
三毛入野命

この系図は神代下九段、十段、十一段の本文のものである。崩の字は九段の本文に初出であり、本文のみで一書には用いられない。天津彦彦火瓊杵尊、彦火火出見尊、彦波瀬武鷦鷯草葺不合尊は天孫（皇孫）であるが、他の天孫と区別するために、尊の敬称が用いられており、三柱の天孫の葬られた場所は陵の名称が付されている。「陵」は天皇、皇后（皇太后）を葬った場所に対して使用される。三柱以外の天孫には死んだ記録はもちろんのこと、その葬られた場所の記載もない。『日本書紀』で「尊」は至尊の者に用いられる字であり（卷一の本文注「至貴曰尊。自餘曰命。並訓美譽等。下皆效此」）、人物に付く「尊」は原則として天皇の位に着く者に使用される。本文の三柱の神のみに尊、陵が用い

られるのは「神代紀」において本文が正統な伝承を語つており、一書とは明確に異なることを示している。そして用字の上から三柱の尊が皇室の祖であることを保障する。

天皇家が地上である「天下」を支配する正統性を支える根拠は、天津彦彦火瓊杵尊が「天上」の天つ神の血統を継承し、天つ神より地上支配の命を受けていることによる。『日本書紀』神代下では高皇產靈尊が「天上」の主宰神である。しかし、この神はそれまで一度も現れず九段において初めて登場し、「天上」の主宰神として行為しはじめる。地上は天孫が支配してはじめて「天下」となるが、それまでは「葦原中國」と呼ばれる天孫にまつろわざる国であった。

また『古事記』では「天上」世界は「高天原」と呼ばれるが、『日本書紀』「神代」の本文の世界では「高天原」の名は存在しない。

「神代」で高皇產靈尊は葦原中國を平定するために神々を派遣する。

その中で「天上」から葦原中國へ派遣されることに対し「降」の字が用いられる。「降」される神は武甕槌神・経津主神である。この二神は葦原中國平定後、天上に「還」り報命（復命）する。高皇產靈尊は平定された葦原中國に「天上」より天津彦彦火瓊杵尊を「降」す。瓊杵尊は日向襲之高千穂宮に「天降」する。所謂天孫降臨である。瓊杵尊は地上で鹿葦津姫を娶彦火火出見尊をもうけて「崩」するが、「天上」に帰つたとの記述はない。彦火火出見尊、彦波瀬武鷦鷯草葺不合尊は地上で生まれ「崩」するが、これまた「天上」に帰つたとの記述はない。カムアガルとは神が地上から天に帰ることを指す言葉で、『万葉集』（卷二・一六七の柿本人麻呂の歌）において日の皇子天武天皇の「神上」が初出である。天の世界から天皇が神として地上に降りてきて（「神下」）、地上（現世）での生を終えて再び神として天へ上ることである。『古事

記』上巻ならびに『日本書紀』「神代」にこのように地上での生を終えて天上へ戻った神は存在しない。天皇がカムアガルというのは天皇が神であるとする柿本人麻呂の思想に基づくものであるが、『日本書紀』「神代」の「崩」がカムアガルと読まれていたことは未だ証明できていない。(注1)の拙稿『古事記』における「崩」の読みと意味について』(『高知医科大学紀要』第十六号二〇〇〇年十二月、参照) なお、『古事記』では人は死んで黄泉の国へ行くことになるが、『日本書紀』本文の世界では黄泉の国そのものが存在しないので、死んだ人間が行く場所は黄泉の国と言ふことができず不明である。

『日本書紀』は日向三代の天孫(=尊)の死に崩を用いているが、そこには明確な主張がある。日向三代の天孫は日向という日本列島の辺境の地を支配していただけであるが、「天降」った瓊杵尊以下の天孫によって「天下」(日本列島)の支配が始まり、その支配が天孫によつて継承されるとの主張である。「天下」の支配継承者(中国流の天子)の死は崩で表わされなければならなかつた。その支配は日向から東上し大和において「天下」統治を始めた神日本磐余彦火出見尊(神武天皇)に、「天皇」の統治として引き継がれる。

そして、神武天皇以下(崇峻天皇の例外を除いて)、「天下」の統治者である天皇の死に崩が用いられる。また、「陵」のことが語られねばならないのも天孫の正統な継承者であるからである。

次に『日本書紀』の中で天皇ではなくして崩の使用されている日本武尊、神功皇后、飯豊青尊、宣化天皇皇后橘皇女四名の「死」のあり方を見てみる。

## 天皇以外に用いられる崩 二・日本武尊

『日本書紀』では「神武紀」から「垂仁紀」まで、天皇の子で皇位繼承予定者は「尊」の称号が付き、それ以外の子には「命」がつく。「景行紀」から天皇の子に対し、皇位継承者は天皇または尊の称がつき、男子は皇子が付く。皇位継承者が未確定の場合は皆皇子となる。女子は皇女が付くのが原則である。「尊」は『日本書紀』「神代上」第一段本文の国常立尊の本文注に「至貴曰尊。自餘曰命。並訓美譽等。下皆效此」とある。これに対し岩波日本古典文学大系本『日本書紀』(上 補注1)一八 五四六頁)は次のように述べている。

「ミコト・命・尊 神代紀においては神は原則として宗教的対象に對して用い、その他の場合はミコトの語を用いる。——中略——當時ミコトには命の字をあてるのが一般で、記・帝説・元興寺縁起など、みな命と表記し——中略——尊の字は紀以外に和銅四年の多胡郡の碑に「石上尊」「藤原尊」と見えるが、これはミコトと訓まれたか否か確實ではない。紀の中でも天武二年二月癸未条以下の「草壁皇子尊」、持統十一年七月庚戌こうじゅ条の「後皇子尊」の両者は當時からの尊称としてほぼ確実であろう。万葉でも両者はそれぞれ「日並皇子尊」(一一〇)、「高市皇子尊」(一五六—一五八)と見える。ただ天武二年癸未条は前者を「草壁皇子尊」、後者を「高市皇子命」と書き分けていて、至貴を尊とし自余を命とする本条の注と、あたかも対応するかの如くである。」

また、小学館新編日本古典文学全集本『日本書紀』(① 頭注 三四二頁)は次のように述べる。

「尊は皇位継承者と目される人物に対する尊称。景行紀以後の表記

様式で「皇子・皇女」と区別する

「景行紀」には皇位繼承予定者に付く「尊」と次期天皇の両者が記録されている。小碓尊（日本武尊）と稚足彦天皇である。この二人以外の子はみな皇子、皇女が付けられているので、日本武尊は特別な存在で皇位繼承者と目されていたことが了解されよう。『日本書紀』における日本武尊に付いた尊は岩波日本古典文学大系本『日本書紀』（上 頭注二八三頁）が述べるように

「尊とあるのは、事實上または説話の上で皇位繼承の候補者として皇太子に準じる地位にあり、かつ後にその子孫が皇位をついたことにによる尊称」

であろう。日本武尊の皇位繼承者としての在り様を『古事記』と比較しながら、熊襲、東国・蝦夷征定の説話から確認しておく。<sup>(3)</sup>

(1) 熊襲征定。『古事記』では倭健命による征定の動機は彼の勇猛を恐れ、彼を遠ざけようとする景行天皇の私心によるものであった。それに対し『日本書紀』では朝貢しない熊襲へ先ず天皇の親征がありその後の、再度の反乱に対し日本武尊の遠征が行われる。『古事記』と比較するとその意味は軽く、かつ天皇の委任を受けた国家的英雄として扱われている。

(2) 東国・蝦夷征定。『古事記』における征定の勅命は熊襲平定直後であり、天皇より軍勢も賜らず東国に出発させられ、倭健命は嘆息する。『日本書紀』では尊が自ら進んで天皇の命を受け、勇躍出発し、天皇の信頼を受けた將軍として描かれている。そして征定の対象は『古事記』では東方十二道のあらぶる神、まつろわぬ人々であるが、『日本書紀』では蝦夷の征討が主目的である。

英雄として描かれている。そして、東国平定からの帰途能褒野にて崩ずるが、その報を聞いた天皇は

「愛を忍びて賊の境に入らしむ。一日も願びずといふこと無し。是を以て、朝夕に進退ひて、還る日を待ちて待つ。何の禍ぞも、何の罪ぞも、不意之間、わが子を亡すこと。今より以後、誰人と與にか鴻業を経綸めむ」（『景行紀』四十年是歲）

と嘆き悲しむ。天皇の共に天下を治めようという期待もむなしく皇位に着かず崩じていった人物として位置づけられている。日本武尊は崩じた後白鳥となつて陵よりでて倭、さらに河内へ向う。この白鳥が飛び立ち、とどまつた三つの陵（能褒野、琴弾原、奮市邑）は白鳥陵と名づけられるが、白鳥は最終的には「高く翔びて天に上」つていつた。ここには死者の靈が白鳥に化すこと、ならびにその靈が天に上っていくことが確認される。天皇に準ずる者が神として天に上の思想、ならびに人が死んで天のあの世に行くという思想の両方を読み取つてよいであろう。

日本武尊の子は仲哀天皇である。仲哀天皇は『仲哀紀即位前紀』に「足仲彦天皇、日本武尊第二子也。母皇后曰両道入姫命」とある。日本武尊は即位していないうが妻が皇后と記述されているのは子が即位した故の尊称であろうが、これにより日本武尊は天皇と同じ扱いを受けていることになる。前述したように景行天皇は小碓王（日本武尊）を亡くした時、「我子小碓王、……今より以後、誰人と與にか鴻業を経綸めむ」（これからいったい誰と共に天下統治を行おうか）と、日本武尊と共に「天下」を統治する者と位置づけていたのである。

日本武尊は『古事記』『日本書紀』以外の記録で天皇として記述されているものがある。『常陸國風土記』では「倭武天皇」とあり、その巡幸伝説がある。また、『阿波國風土記逸文』にも「倭武天皇命」とある。

地方において日本武尊が天皇と考えられていた伝承があつたことが伺える。

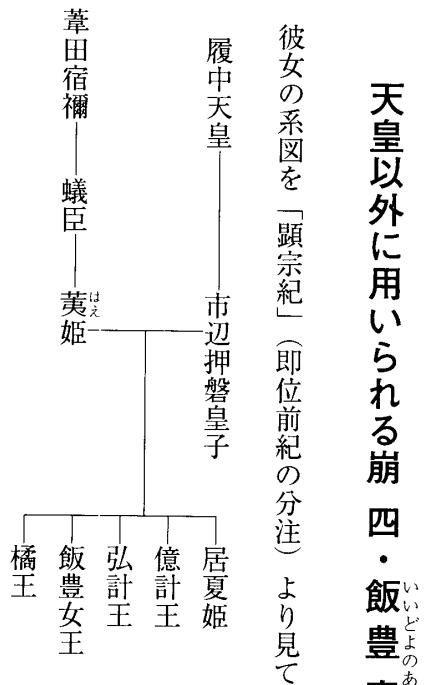
## 天皇以外に用いられる崩三・神功皇后

「神功皇后摂政前紀」に「氣長足姫尊」、「足仲彦天皇二年、立為皇后」とあり、「尊」の尊称をもち、神罰により崩じた仲哀天皇の皇后である。「氣長足姫尊」は彼女の崩後（神功皇后摂政六九年）に贈られた尊称である。彼女は神を祭る神主であり、託宣を受けることのできる巫女性を持っている。仲哀天皇の崩後、崇る神を祭り、天皇に代わって九州のまつろわぬ者たちを自ら平定し、神祇（天神地祇）の教えにより新羅征討のため海を渡り、新羅を「日本」（日本の称『日本書紀』での初出）に服属させる。神功皇后は「神功皇后摂政元年十月」に「皇太后」となり、摂政となる。『日本書紀』では通常天皇即位元年に前天皇の皇后を皇太后とする記事がある。つまり新天皇になつたとき前天皇の皇后を皇太后とするのであるが、ここでは新天皇が立たず、神功皇后が摂政となり「天下」を治める。摂政三年に譽田別皇子を立てて皇太子（後の応神天皇）とする。そして摂政六年後に稚櫻宮にて崩じている。実質的には女帝としての行動を取り、記述も天皇と同格である。そもそも「神功紀」として立てられること自体が天皇と同等の位置が与えられていたことを意味する。ちなみに『常陸國風土記』（茨城郡条）では「息長帶比売天皇」とされ、『古語拾遺』は「磐余稚桜朝」（神功朝）を設けている。いずれも天皇としての扱いがなされている。なお、氣長足姫尊の名称は『古事記』では「息長帶比賣命」、『播磨國風土記』は「大帶日賣命」、『続日本後紀』（承和十年）は「大足姫命皇后」とあり、「尊」の

称号が『日本書紀』に特有なものであることがわかる。

## 天皇以外に用いられる崩四・飯豊青尊

彼女の系図を「顯宗紀」（即位前紀の分注）より見ておく。



飯豊青尊とみなされる青海皇女の系譜が「履中紀」（元年）にもある。それによれば履中天皇は葦田宿禰の女黒姫を皇妃として、磐坂市辺押羽皇子、御馬皇子、青海皇女（一に曰く、飯豊皇女）を産む。飯豊青尊はその中の一人である。ここでは「顯宗紀」の記事を彼女の出自としておく。「顯宗紀」即位前紀に次のような記事がある。

「三年四月に億計王を立てて皇太子<sub>ひつぎのみ</sub>とし、天皇<sub>（弘計王）を立てて</sub>皇子とす。五年春正月に白髮天皇（清寧天皇）崩りましぬ。是の月に、皇太子億計王と天皇（弘計王）と、位を譲りたまふ。久にして處たまはず。是に由りて、天皇の姉飯豊青皇女、忍海角刺宮に、臨朝秉政したまふ。自ら忍海飯豊青尊と称りたまふ。—中略—冬十一月に飯豊青尊、崩りましぬ。葛城壇口丘陵に葬りまつる。」

清寧天皇の崩後、億計王、弘計王の二王が互いに皇位を譲り合つて皇位が空白になつてしまつた時、飯豊青皇女が十一月間「天下」の政を天皇に代わって行つた。それが臨朝秉政である。それゆえ、彼女には

「尊」の称号がつき、その死に対する記述では「崩」が用いられている。

## 崩の用いられない天皇・崇峻天皇

「尊」の称号がつき、その死に対する記述がもう一つ「清寧紀」三年秋七月にある。

「飯豊青皇后女、角刺宮にして、與夫初交したまふ。人に謂りて曰はく、ひとほとをみな女の道を知りぬ。又安にぞ異なるべけむ。終に男に交はむことを願せじ」とのたまふ。」

これによれば、彼女は男と一回性交しただけで何の変化もないのに再び男と交わることがなかつたという。女性の性を選ばず、性を絶つてしまつてゐる。現代流に言えばセックスレスの女性であり、異色な存在として設定されている。このような女性であつたからこそ中天皇として臨朝秉政が可能であつたのかもしれない。飯豊青尊は『扶桑略記』(新訂増補国史大系第十二巻)では「飯豊天皇、二四代女帝 清寧天皇養子」とされ、『皇胤紹運録』(群書類從第五巻 系譜部)には「飯豊天皇、忍海部女王是也」とある。後世の文献であるがいすれも天皇としている。<sup>(4)</sup>

## 天皇以外に用いられる崩 五・宣化天皇皇后橘皇女

この女性は億計天皇(仁賢天皇)の皇女であるが、宣化天皇の陵に孺子(幼子)と共に合葬される記述がある(『宣化紀』四年冬十一月)。その分注に「皇后の崩りましし年、伝記に載すること無し。孺子は蓋し未だ成人らずして薨せませるか。」とあり、皇后の死に対して「崩」を用いてゐる。異例であり他に例がない。本文ではなく分注なので「崩」の使用の原則が変わつたとはいえないが、その理由は不明である。

最後に、天皇での死に「崩」が用いられない崇峻天皇について触れておく。(付表1のNo.403, 404を参照)

「崇峻紀」五年十月四日の条に献上された山猪を指差して天皇は「何の時にか此の猪の頸を断るが如く、朕が嫌しとおもふ所の人を

断らむ」

といった。この詔を聞いた蘇我馬子は自分が嫌われている対象らしいことを恐れ、一族のものを招き集め天皇を弑せまつらむと謀つた。そして十一月三日に

「東漢直駒をして、天皇を弑せまつらしむ。是の日に、天皇を倉梯岡陵に葬りまつる。」

天皇が臣下に殺害され、即日、陵に葬られるという異常な事態が発生する。その死は「弑」という言葉によつて表され、天皇に使われるべき「崩」の字は用いられない。『日本書紀』は即位前記に前天皇の「崩」を記述する原則があるが、次の推古天皇即位前紀で崇峻天皇に「崩」の字は使われていない。これは『日本書紀』の例外である。

在位中に殺された天皇でもう一人安康天皇がいる。(付表1のNo.401, 402を参照)

「安康紀」三年八月九日に

「天皇、眉輪王の為に殺せまつられたまいぬ。三年の後、乃菅原伏見陵に葬りまつる。」

という記述がある。「安康紀」には天皇の「崩」は記録されない。そして安康天皇が「崩」じたと記録されるのは四代後の仁賢天皇の即位前紀である。安康天皇を殺したのが王(皇族)であるという点で崇峻天皇

との相違はあるが、両者共に当該天皇紀、ならびに次の天皇の即位前記に「崩」が記録されていない天皇である。

## 崩についてのまとめ

『日本書紀』に用いられる崩は『礼記』の「天子死曰崩、諸侯曰薨、大夫曰卒、士曰不禄、庶民曰死」とある中国思想を基にしたもので、天皇（天子）の死をそれ以外の人物と峻別するための表現であった。そして天皇家の始祖である日向三代の天孫は天皇と同じ扱いをされてその死に崩が用いられた。また、天皇の位には着かなかつたが天皇と同じ機能を果たした人物の死にも崩を用いたのである。

崩はこれまで諸本皆カムアガルと読ませてきているが、カムアガルと読ませる背後には『万葉集』の柿本人麻呂にみられるような、天皇は神（カミ＝天孫）であり、地上〔天下〕での活動を終えて、彼らの祖神達の存在する天上へ戻つていく（アガル）という思想がある。しかし、見てきように『日本書紀』で崩が用いられた神、天皇（それに準ずるもの）の中で天上の天神のもとへ戻つたと記述している者はいない。唯死んだ（崩じた）天皇たちも天へ戻つたと考えられるのだろうが、『日本書紀』の日向三代以降の記述から地上から天上へ神として上（アガル）るという思想を見ることはできない。それ故、崩をカムアガルと読ませる思想的必然性は見いだし難いと言わざるを得ない。このことと関連し、『古事記』には死者が行く世界として黄泉国が設定されているが、『日本書紀』本文には人間の死後の世界も設定されていないことも確認しておきたい。

## 補遺 『日本書紀』の中の崩以外の死の表現

### 1 神退（神避、神退去、化退、カムサル）

「神退」（神避、神退去、化退もおなじ意味で用いられカムサルと読む。以下同じ）という言葉は「神代紀」の本文には出てこない。「神代紀」本文の世界にはイザナミノミコトが火神カグツチを生み、その後黄泉国に行く物語は存在しない。それゆえ、この言葉はいずれも一書の記述の中に現れる。それを敢えて取上げるのは『古事記』との関係からである。『古事記』の「神避」（カムサル）という言葉はイザナミノミコトが火神カグツチを生んだ後に使用され、従来イザナミの「死」をあらわすと考証られてきた。『古事記』の「神避」については以前注1の拙稿で考察しているので結論だけを述べておく。

「避」は「廻避・去」であり、離れる、離反する意である。「神」は神の行動を表す接頭語であり、イザナミノミコトの「神避」は「神として大八島国から黄泉の国へ退き去られた」の意とおさえた。

『日本書紀』の「神退」の意味は『古事記』との特別な相違点は見いだし難いので同じと見ておく。なお「神退」という表現が稚日女尊に対しても用いられている。（『神代紀』上第七段一書第一）

### 2 蔕

『日本書紀』における薨の初出は「神武紀」の五瀬命である。薨は『令』「喪葬令」第二十六の「凡百官身亡者。親王及三位以上称薨。五位以上及皇親称卒。六位以下。達於庶人。称死」の規定とほぼ同じ基準に従つて用いられている。薨が用いられる人物は付表1のNo.115～No.189まで

に表示した。天皇の兄弟、皇后（妃、夫人）、皇太子、皇子、皇女、皇祖母命、皇孫（王、姫王）、百濟王、百濟太子、新羅王、泊（高麗）王、將軍、天皇の父、大臣、大連、天皇孺子である。

薨の読みは岩波日本古典文学体系本『日本書紀』では①カムサル、②

ミマカル、③ミウセル、④ウセマセル、⑤カムアガルと人物により使い分けられている。また、小学館新編日本文学全集本『日本書紀』は①カ

ムサル、②ミマカル、③ミウス、④コウズと読ませている。

岩波日本古典文学体系本で①カムサルが使用されているのは、五瀬命、神八井耳命、倭迹迹日百襲姫命、倭彦命、垂仁皇后日葉酢媛命、景行皇后播磨稻日大郎姫、菟道稚郎子、仁德皇后磐之媛命、履中皇妃黒媛、敏達皇后廣姫、厩戸豊聰耳皇子命（上官皇太子、皇太子厩戸豊聰耳皇子尊）、吉備嶋皇祖母命、間人大后、皇太子草壁皇子尊であり、主に皇后と特別な皇太子に用いられているといえる。この中で厩戸豊聰耳皇子命、草壁皇子尊は天皇になれる地位にいながら、片や摂政、片や病死によつて天皇にならなかつた皇子である。

天智天皇の祖母嶋皇祖母命の死に対しても薨が用いられているが岩波日本古典文学体系本、小学館新編日本文学全集本ともにカムアガリマスと読ませている。薨をカムアガルと読ませることはこの人物が天皇に匹敵するという意識が働いている結果であるが、その根拠は定かではない。

### 3 卒

卒の初出は武烈天皇三年十一月の百濟の意多郎の記事である。卒は「喪葬令」第二十六の「凡百官身亡者。——中略——五位以上及皇親称卒。」とある規定に相当する人たちに使用されていると見てよい。卒の

用例は付表1のNo.190～No.216までに表示した。卒の読みは岩波日本古典文学体系本では①ミウセヌ、②ミマカリヌ、③シヌ、である。その区別の根拠は示されていない。小学館新編日本文学全集本では全てミウセヌと読ませている。

### 4 死

死の用例は付表1のNo.217～No.370までに表示した。死が用いられるのは基本的には「喪葬令」第二十六に「六位以下。達於庶人。称死」とある規定に相当する者である。しかし、それ以外で死が用いられている例がある。それを挙げておく。（カツコ内は岩波日本古典文学体系本の死に對する読み）

①亡くなつた敏達天皇を穴穂部皇子が言挙げした時、死の表現が用いられている。（スギタマイシ）

②天神、または天皇に反逆、謀反を起こした者は身分の高いものでも死が用いられる。

天稚彦（カクレヌ）、忍熊王（ミマカル）、狭穂彦と妹（垂仁皇后）（ミマカリヌ）、大山守皇子（ミウセヌ）、木梨輕皇子（ミウスル、シンナム）などである

③天皇も含め自分自身の死を語る時の表現では身分に関係なく死が用いられる。

五瀬命（ヤミナム）、垂仁皇后（マカラク）、武内宿禰（ミマカル）、允恭皇后忍坂大中姫命（ミウセム）、大草香皇子（シニタマフ）、欽明天皇（ミマカル）、三輪君小鶴鶴（シヌ）、蘇我大臣蝦夷（ミマカル）、藤原内大臣（鎌足）（ミマカル）などである。

④自死した者（自らの命を絶つた者）を表す時に用いられる。

竹野媛（ミマカリヌ）、田道間守（マカレリ）、菟道稚郎子（ヲハル）、榜幡皇后（シヌ）、難波小野皇后（ミウセマシヌ）、山背大兄王とその子弟・妃妾（ミウセマシヌ）、古人の皇子の妃妾（ミウス）、蘇我倉山田麻呂大臣（謀反の嫌疑もかかる）（ミウセヌ）、皇太子妃（蘇我）造媛（シヌル）、蘇賀臣果安（ミウス）、河内国守来目臣塩籠（ミウス）、尾張国守少子部連鉢鉤（ミウス）などである。

⑤朝廷にまつろわぬ者の死に対して用いられる。この者は朝廷の秩序・官位とは無関係の存在であるから、薨、卒、死などの区別はつけようがないので死を用いるしかない。

川上梶師（シヌ）があげられる。

⑥戦死者に対して用いられる。

大伴談連（シヌ）、紀岡前來日連（シヌ）、調吉子伊企儺の子舅子（シヌ）、大仁士師婆婆連（シヌ）、朴市田来津（えちのたくづ ウセヌ）などがある。

⑦客観的に生と死のことを語るときに用いられる。

皇后忍坂大中姫命が天皇に生と死のことを語った時に用いられている。（ミウセヌ）

⑧罪を得て死ぬ時も死が用いられる。

的臣蚊島、穂笠君などに用いられている。（シヌ）

⑨僧に対して用いられる。

日羅（ミウセヌ）、高麗僧慧慈（ミマカル）、学問僧恵妙・智聰・智國・覺勝・義通（ミウセヌ）、飛鳥寺僧福楊（ミウセヌ）などがあげられる。

⑩動物に対して用いられる。（シヌ）

以上の死に対する基本的表現以外に死を表している言葉と人物を挙げておく。用例は表1のNo.371～No.400までに表示した（カッコ内は岩波日本古典文学大系本の読み）

①終が使用される神または人物。  
イザナミノミコト（カムサリマス・「神代紀」上五段一書第二ではイザナミノミコトがカグツチを生んだ後の状態を「終」と記し、これをカムサリマスと読ませている）、用命天皇（ウセタマイヌ・用命天皇が「崩じるまえに「死」に至ることを述べる表現「天皇の瘡 転盛なり。終せたまひなむとする時……」）、飛鳥寺弘聰法師、惠妙法師（ミウセヌ・「天武紀」下 九年七月）などがある。天皇に対して終が用いられているのは異例である。

②亡の使用される神または人物。  
喪亡・天稚彦（ウセタリ）、亡・日本武尊（ホロビム）、身亡・弟姫（ミシヌ）、亡・膳臣巴提便の児（ウセタリ）、亡・僧旻（シヌ）、亡・孝徳天皇（シナム、天皇が自分自身の死を表現する）などである。

③逝の使用される人物。  
菟道稚郎子（スギマス）

④陥の使用される人物。  
大伴談連（シニタリ）

⑤殞命の使用される人物。  
大伴談連の従人同姓津麻呂（シヌ）

⑥没の使用される人物。  
百濟王・大后・王子（シヌ）

⑦瞑目の使用される人物。  
雄略天皇（シヌ、遺詔の中の言葉）

(8) 天残の使用される人物。

民（アカラシマニシヌル）

(10) 須逝の使用される人物。

皇太子妃蘇我造媛（シヌ）

(11) 縊の使用される人物。

大友皇子（クビレス）

(12) 賜死の使用される人物。

大津皇子（ミマカラシム）

(13) 殉の使用される人物。

大津皇子妃山辺皇女（トモニシヌ）

## 注

- (1) 拙稿「『古事記』における「崩」の読みと意味について」『高知医科大学紀要』第十六号二〇〇〇年十二月。
- (2) 玉岡謙治「上代日本語の表記論的研究——〈死〉を表す語を中心として——」、ならびに『古事記』、『万葉集』、『六国史』のなかの死の表記のデータベース、愛媛大学大学院法文学研究科（人文科学専攻）に提出した修士論文 二〇〇一年一月
- (3) 岩波日本古典文学大系本『日本書紀』上 补注七一二六 六〇〇頁による。
- (4) 『古事記』「清寧記」では「於是、問日繼所知之王、市辺忍歎別王之妹、忍海郎女、亦名飯豊王、坐葛城忍海之高木角刺宮也」（岩波日本思想大系本）とあり彼女が日繼所知之王とみなされていたことが伺える。

付表1 日本書紀における死の表現

No.	表記	岩波読み	小学読み	主語	段名ほか	年月日	記述の形式等	備考
18	崩りましぬ カムアガリマシヌ	カムサリマシヌ カムサリマス	カムサリマサム カムサリマス	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊	一書の記述	一書の記述
17	崩りましぬ カムアガリマシヌ	カムサリマシヌ カムサリマス	カムサリマサム カムサリマス	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊	一書の記述	一書の記述
16	崩りましぬ カムアガリマシヌ	カムサリマシヌ カムサリマス	カムサリマサム カムサリマス	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊	一書の記述	一書の記述
15	崩りましぬ カムアガリマシヌ	カムサリマシヌ カムサリマス	カムサリマサム カムサリマス	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊	一書の記述	一書の記述
14	崩りましぬ カムアガリマシヌ	カムサリマシヌ カムサリマス	カムサリマサム カムサリマス	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊	一書の記述	一書の記述
13	崩りましぬ カムアガリマシヌ	カムサリマシヌ カムサリマス	カムサリマサム カムサリマス	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊	一書の記述	一書の記述
12	崩りましぬ カムアガリマシヌ	カムサリマシヌ カムサリマス	カムサリマサム カムサリマス	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊	一書の記述	一書の記述
11	崩りましぬ カムアガリマシヌ	カムサリマシヌ カムサリマス	カムサリマサム カムサリマス	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊	一書の記述	一書の記述
10	崩りましぬ カムアガリマシヌ	カムサリマシヌ カムサリマス	カムサリマサム カムサリマス	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊	一書の記述	一書の記述
9	崩りましぬ カムアガリマシヌ	カムサリマシヌ カムサリマス	カムサリマサム カムサリマス	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊	一書の記述	一書の記述
8	崩りましぬ カムアガリマシヌ	カムサリマシヌ カムサリマス	カムサリマサム カムサリマス	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊	一書の記述	一書の記述
7	崩りましぬ カムアガリマシヌ	カムサリマシヌ カムサリマス	カムサリマサム カムサリマス	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊	一書の記述	一書の記述
6	崩りましぬ カムアガリマシヌ	カムサリマシヌ カムサリマス	カムサリマサム カムサリマス	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊	一書の記述	一書の記述
5	化去りましぬ カムサリマシヌ	カムサリマシヌ カムサリマス	カムサリマサム カムサリマス	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊	一書の記述	一書の記述
4	神退りまさむ カムサリマサム	カムサリマサム カムサリマス	カムサリマサム カムサリマス	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊	一書の記述	一書の記述
3	神退りまさむ カムサリマサム	カムサリマサム カムサリマス	カムサリマサム カムサリマス	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊	一書の記述	一書の記述
2	神避る カムサル	カムサル	カムサル	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊	一書の記述	一書の記述
1	神退りましぬ カムサリマシヌ	カムサリマシヌ カムサリマス	カムサリマス カムサリマス	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊 伊奘冉尊	伊奘冉尊	一書の記述	一書の記述
孝昭天皇	懿德天皇	安寧天皇	安寧天皇	神武天皇	彦波激武鷦鷯草葺	彦火火出見尊	彦火火出見尊	彦火火出見尊
4	4	4	4	4	4	3	2	2
孝昭天皇	孝昭天皇	懿德天皇	懿德天皇	安寧天皇	安寧天皇	神武天皇	神代上第五段一	神代上第五段一
日八三年秋八月五	即位前紀	日三四年秋九月八	即位前紀	六日三八年冬十二月	三三年夏五月	即位前紀	文神代下第十段本	書第六神代下第十一段一
記事	記事	記事	記事	記事	記事	本文の記述	本文の記述	本文の記述

38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19
崩りましぬ	崩りましぬ	崩りましぬ	崩りましぬ	崩りましぬ	崩りましぬ	崩りましぬ	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス										
カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリタマフ	カムアガリタマフ	カムアガリタマフ	カムアガリタマフ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	カムアガリマス	カムアガリマス	カムアガリマス
カムアガリマス	カムアガリマス	カムアガリマス	カムアガリマス	カムアガリマス	カムアガリマス	孝安天皇	孝安天皇	孝昭天皇	孝昭天皇										
成務天皇	成務天皇	景行天皇	日本武尊	垂仁天皇	垂仁天皇	垂仁天皇	垂仁天皇	垂仁天皇	垂仁天皇	孝靈天皇	孝靈天皇	孝靈天皇	即位前紀						
紀仲哀天皇即位前	成務天皇	成務天皇	景行天皇	景行天皇	景行天皇	景行天皇	景行天皇後紀	四〇年是歲	即位前紀	一日	六〇年夏六月十	六〇年冬十一月	七日	一〇〇年春三月	九九年秋七月一	十二日	六八年冬十二月	五日	五七年秋九月二
記事	会話	記事	の文中	に云はく以下	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事						
							崩の読みに注意		べた言葉	田道間守が天皇の死を述									

No.	表記	岩波読み	小学読み	主語	年月日	記述の形式等	備考
57	崩りましぬ	カムサリマシヌ	カムアガリマシス	カムアガリマシス	元年十二月一日	詔の中	天崩へ尊の神靈白鳥に化り
56	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシス	カムアガリマシス	九年春二月五日	記事	
55	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシス	カムアガリマシス	九年春二月五日	注記	
54	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシス	カムアガリマシス	八年春二月五日	記事	
53	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシス	カムアガリマシス	九年春二月五日	会話	
52	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシス	カムアガリマシス	九年春二月五日	の文中に云はく以下	
51	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシス	カムアガリマシス	九年春二月五日	の文中に云はく以下	
50	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシス	カムアガリマシス	九年春二月五日	の文中に云はく以下	
49	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシス	カムアガリマシス	九年春二月五日	の文中に云はく以下	
48	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシス	カムアガリマシス	九年春二月五日	の文中に云はく以下	
47	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシス	カムアガリマシス	九年春二月五日	の文中に云はく以下	
46	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシス	カムアガリマシス	九年春二月五日	の文中に云はく以下	
45	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシス	カムアガリマシス	九年春二月五日	の文中に云はく以下	
44	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシス	カムアガリマシス	九年春二月五日	の文中に云はく以下	
43	崩ります	カムアガリマシヌ	カムアガリマシス	カムアガリマシス	九年春二月五日	の文中に云はく以下	
42	崩ります	カムアガリマシヌ	カムアガリマシス	カムアガリマシス	九年春二月五日	の文中に云はく以下	
41	崩ります	カムアガリマシヌ	カムアガリマシス	カムアガリマシス	九年春二月五日	の文中に云はく以下	
40	崩ります	カムアガリマシヌ	カムアガリマシス	カムアガリマシス	九年春二月五日	の文中に云はく以下	
39	崩ります	カムアガリマシヌ	カムアガリマシス	カムアガリマシス	九年春二月五日	の文中に云はく以下	
反正天皇	反正天皇	履中天皇	仁徳天皇	仁徳天皇	仁徳天皇	仁徳天皇	天崩へ尊の神靈白鳥に化り
13	允恭天皇	反正天皇	履中天皇	仁徳天皇	仁徳天皇	仁徳天皇	天崩へ尊の神靈白鳥に化り
	允恭即位前紀	反正天皇	履中天皇	仁徳天皇	仁徳天皇	仁徳天皇	天崩へ尊の神靈白鳥に化り
記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	天崩へ尊の神靈白鳥に化り

是月として再度天皇の崩  
の記述あり

77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	
崩りましぬ	崩なむ	崩りましぬ	崩りましぬ	崩りましぬ	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	允恭天皇															
カムアガリマシヌ	シナム	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	允恭天皇	允恭天皇	允恭天皇	允恭天皇																
繼体天皇	繼体天皇	武烈天皇	武烈天皇	仁賢天皇	仁賢天皇	顯宗天皇	安康天皇	顯宗天皇	雄略天皇	雄略天皇	雄略天皇	雄略天皇	雄略天皇	四二年春正月一 四日	四二年春正月一 四日	允恭天皇								
17	17	17	16	16	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	14	14	14	13	13	13	13	13	13	
繼体天皇	繼体天皇	武烈天皇	武烈天皇	仁賢天皇	五年五月	五年五月	五年五月	五年五月	五年五月	即位前紀	即位前紀	即位前紀	即位前紀											
二八年歲次甲寅	日二五年春二月七	即位前紀	八年冬十二月八	即位前紀	一一年八月八日	即位前紀	即位前紀	三年夏四月五日	即位前紀	即位前紀	即位前紀	即位前紀	即位前紀	即位前紀	臨朝秉政						新羅の王が允恭天皇の死を聞いて	新羅の王が允恭天皇の死を聞いて		
或る本に云はく	記事	会話	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事														
二八年とする																								

No.	表記	岩波読み	小学読み	主語	段名ほか	年月日	記述の形式等	備考
96	崩りまして	崩りましぬ	崩薨りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	太子、皇子及び、	或る本に云はくの引用	百済本記の記述による
95	崩りましぬ	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	日本天皇及び、	或る本に云はくの引用	百済本記の記述による
94	崩りましぬ	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	太子、皇子及び、	或る本に云はくの引用	百済本記の記述による
93	崩りましぬ	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	日本天皇及び、	或る本に云はくの引用	百済本記の記述による
92	崩りましぬ	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	日本天皇及び、	或る本に云はくの引用	百済本記の記述による
91	崩りましぬ	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	日本天皇及び、	或る本に云はくの引用	百済本記の記述による
90	崩りましぬ	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	日本天皇及び、	或る本に云はくの引用	百済本記の記述による
89	崩りましぬ	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	日本天皇及び、	或る本に云はくの引用	百済本記の記述による
88	崩りまし	崩りまし	カムアガリマシテ	カムアガリマシテ	カムアガリマシテ	日本天皇及び、	或る本に云はくの引用	百済本記の記述による
87	崩りまし	崩りまし	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	日本天皇及び、	或る本に云はくの引用	百済本記の記述による
86	崩りまし	崩りまし	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	日本天皇及び、	或る本に云はくの引用	百済本記の記述による
85	崩りまし	崩りまし	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	日本天皇及び、	或る本に云はくの引用	百済本記の記述による
84	崩りまし	崩りまし	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	日本天皇及び、	或る本に云はくの引用	百済本記の記述による
83	崩りまし	崩りまし	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	日本天皇及び、	或る本に云はくの引用	百済本記の記述による
82	崩りまし	崩りまし	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	日本天皇及び、	或る本に云はくの引用	百済本記の記述による
81	崩りまし	崩りまし	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	日本天皇及び、	或る本に云はくの引用	百済本記の記述による
80	崩りまし	崩りまし	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	日本天皇及び、	或る本に云はくの引用	百済本記の記述による
79	崩薨りまし	崩薨りまし	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	日本天皇及び、	或る本に云はくの引用	百済本記の記述による
78	崩りまし	崩薨りまし	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	日本天皇及び、	或る本に云はくの引用	百済本記の記述による
推古天皇	推古天皇	推古天皇	敏達天皇	用明天皇	敏達天皇	先考天皇（欽明天）	欽明天皇	宣化天皇
舒明天皇	舒明天皇	推古天皇	崇峻天皇	用明天皇	敏達天皇	（皇）欽明天	欽明天皇	宣化天皇
即位前紀	即位前紀	即位前紀	即位前紀	二年四月九日	即位前紀	五一四年秋八月十日	三二年夏四月是月	四年春二月十日
会話	記事	記事	記事	記事	詔	二月条の後	即位前紀	即位前紀
らせた言葉	蘇我蝦夷臣が阿倍臣に語				敏達天皇の詔のことば	四年冬十二月条の注		

116	115	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	崩りまして	カムアガリマシテ	カムアガリマシテ	カムアガリマシテ	
葬りませり	葬りましぬ	崩りましし	崩ります（こと）	崩ります（こと）	崩ります（こと）	崩ります（こと）	崩ります（こと）	崩ります（こと）	崩ります（こと）	崩ります（こと）	崩ります（こと）	崩ります（こと）	崩ります（こと）	崩ります（こと）	崩ります（こと）	崩ります（こと）	崩ります（こと）	崩ります（こと）	崩ります（こと）	崩ります（こと）	カムアガリマシタ	カムアガリマシタ	カムアガリマシタ	
カムサリマセリ	カムサリマシス	カムアガリマシシ	カムアガリマシシ	カムアガリマシス	カムアガリマシス	カムアガリマシス	カムアガリマシス	カムアガリマシス	カムアガリマシス	カムアガリマシス	カムアガリマシス	カムアガリマシス	カムアガリマシス	カムアガリマシス	カムアガリマシス	カムアガリマシス	カムアガリマシス	カムアガリマシス	カムアガリマシス	カムアガリマシス	カムアガリマシス	カムアガリマシス	カムアガリマシス	
五瀬命	五瀬命	治天下天皇（近江宮）	天智天皇（難波宮）	天皇（天武天皇）	天皇（天武天皇）	天武天皇	天武天皇	天武天皇	天武天皇	天武天皇	天智天皇	齊明天皇	天子	孝德天皇	舒明天皇	孝德天皇	皇極天皇	皇極天皇	皇極天皇	舒明天皇	即位前紀	即位前紀	即位前紀	
3	3	30	30	30	30	29	29	27	27	27	26	26	25	25	23	23	23	23	23	23	23	23	23	
紀神武天皇即位前	紀神武天皇即位前	持統天皇	持統天皇	持統天皇	持統天皇	持統天皇	持統天皇	持統天皇	持統天皇	持統天皇	即位前紀													
日	戊午年十二月四日	日	三年五月二十二日	日	三年五月二十二日	元年九月九日	二年春正月二十日	朱鳥元年九月九日	日	朱鳥元年九月九日	即位前紀													
記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	会話	
		詔の中の言葉	詔の中の言葉	回想	詔の中の言葉	回想	詔の中の言葉	回想	新羅王子金霜林らに奉宣	大宰が新羅王子金霜林らに報告		近江の宮	本文の注										蘇我蝦夷臣が境部摩理勢に問うたことば	

No.	表記	岩波読み	小学読み	主語	段名ほか	年月日	記述の形式等	備考											
135	134	133	132	131	130	129	128	127	126	125	124	123	122	121	120	119	118	117	
薨せぬ	薨りぬる	薨せぬ	薨りましぬ	薨りましぬ	薨りましぬ	薨りたまはむ	薨りまして	薨りましぬ	薨りぬ	薨りぬ	薨りぬ	薨せぬ	薨りぬ	薨りましぬ	薨りましぬ	薨りましぬ	薨りましぬ	薨りましぬ	薨りましぬ
ミウセヌ	ミマカリヌル	ミウセヌ	カムサリマシヌ	カムサリマシヌ	カムサリマシヌ	カムサリタマヒヌ	カムサリマシテ	カムサリタマヒヌ	ミマカリヌ	ミマカリヌ	ミマカリヌ	ミマカリヌ	ミマカリヌ	カムサリマシヌ	カムサリマシヌ	カムサリマス	カムサリマス	カムサリマス	カムサリマス
ミマカリヌ	ミマカリヌ	ミマカリヌ	カムサリマシヌ	カムサリマシヌ	カムサリマシヌ	カムサリタマヒヌ	カムサリマシテ	カムサリタマヒヌ	ミマカル	ミマカル	ミマカル	ミマカル	ミマカル	百済肖古王	彦狹嶋王	倭彦命	倭迹迹日百襲姫命	神八井耳命	紀綏靖天皇即位前
百済文斤王	大将軍紀小弓宿祢	大将軍紀小弓宿祢	皇妃黒媛	皇后磐之媛命	菟道稚郎子	菟道稚郎子	仁徳天皇	仁徳天皇	百済の直支王	百済の阿花王	百済枕流王	百済國貴須王	百済肖古王	景行天皇	垂仁天皇	垂仁天皇	垂仁天皇	崇神天皇	四年夏四月
14	14	14	12	11	11	11	10	10	9	9	9	7	7	6	6	5	4	卷	
雄略天皇	雄略天皇	雄略天皇	履中天皇	仁徳天皇	仁徳天皇	仁徳天皇	仁徳天皇	仁徳天皇	応神天皇	応神天皇	神功皇后	神功皇后	神功皇后	景行天皇	景行天皇	垂仁天皇	崇神天皇	四年夏四月	
二三年夏四月	九年五月	九年三月	五年九月十八日	三五年夏六月	即位前紀	即位前紀	即位前紀	即位前紀	二五年	一六年是歲	摠政六四年	摠政五五年	日五五年春二月五	日五二年夏五月四	日三二年秋七月六	日二八年冬十一月	日二二八年冬十一月	一〇年九月	四年夏四月
記事	記事	記事	会話	記事	会話	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	
紀大磐宿祢の父	病死	言葉	使者が天皇に申し上げた	復活後の再度の死	オホキサギノ尊がウジノワキ郎子の死を聞く	百済王	百済王	百済王	百済王	百済王	百済王	豊城命の孫	天皇の母弟						

155	154	153	152	151	150	149	148	147	146	145	144	143	142	141	140	139	138	137	136
薨りましぬ	薨せぬ	薨りましぬ	薨りましぬ	薨せぬ	薨せぬ	薨せぬ	薨せぬ	薨ましぬ	薨ましぬ	薨りましぬ	薨せぬ	薨せぬ	薨せませる	薨せぬ	薨せぬ	薨せぬ	薨せぬ	薨せぬ	薨せましぬ
カムサリマシヌ	ミウセヌ	カムサリマシヌ	カムサリマシヌ	カムサリマシヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	カムサリマシヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセマセル	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ウセマシヌ
カムサリマシヌ	ミウセヌ	カムサリマシヌ	カムサリマシヌ	カムサリマシヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	カムサリマシヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセマセル	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセマス
皇子尊	太子	大臣（蘇我馬子）	太予	上宮皇太子	廐戸豊聰耳皇子命	舍人姫王（当摩皇子妻）	来目皇子	推古天皇	推古天皇	醉香手姫皇女	醉香手姫皇女	皇后廣姫	蘇我大臣福目宿祢	箭田珠勝大兄皇子	柏國王香岡上王	宣化天皇孺子（幼兒）	宣化天皇	宣化天皇	天皇の父（彦主人王）
22	22	22	22	22	22	22	22	21	21	20	19	19	19	18	18	17	17	17	17
舒明天皇	推古天皇	推古天皇	推古天皇	推古天皇	推古天皇	来目皇子	醉香手姫皇女	醉香手姫皇女	醉香手姫皇女	醉香手姫皇女	醉香手姫皇女	皇后廣姫	蘇我大臣福目宿祢	箭田珠勝大兄皇子	柏國王香岡上王	宣化天皇孺子（幼兒）	宣化天皇	宣化天皇	天皇の父（彦主人王）
即位前紀	十四日	十三年夏五月二	日二九年春二月五	日二九年春二月五	日二九年春二月五	日二九年春二月三	日一年秋七月四	日一年春二月四	日一年春二月四	即位前紀	即位前紀	即位前紀	即位前紀	四年冬十一月	三年春三月一	二月条の後	不明（四年冬十	二年秋七月	七年秋八月
記事	記事	記事	高麗の僧慧慈の言葉	高麗の僧慧慈の言葉	記事	記事	記事	会話	記事	記	記	記	記	記	記	百済本記より引	四年冬十二月条の注	即位前紀	即位前紀
										征新羅將軍							大臣の死	百済王	百済太子

																		No.	
173	172	171	170	169	168	167	166	165	164	163	162	161	160	159	158	157	156		
薨せぬ	薨せぬ	薨せぬ	薨せぬ	薨せぬ	薨せぬ	薨りましぬ	薨りましぬ	薨せぬる	薨せぬ	薨せぬ	薨せましぬ	薨せぬ	薨せぬ	薨りましぬ	薨せぬ	薨せぬ	薨しぬ	表記	
ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	ミウセヌル	ミウセヌ	ミウセヌ	ウセマシヌ	ミウセヌ	ミマカリヌ	ミマカリヌ	カムサリマシヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ウセマシヌ	岩波読み	
ミマカリヌ	ミマカリヌ	コウズ	コウズ	ミマカリヌ	ミマカリヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	ミマカリヌ	ミマカリヌ	ミマカリヌ	大紫蘇我連大臣	伊勢王	左大臣巨勢德大臣	阿倍大臣（阿倍内麻呂）	吉備鳴皇祖母命	の弟王子（高句麗王）	泊瀬王	小学読み	
百濟王昌成	大紫章那公高見	鎌足	鎌足	藤原内大臣（藤原	伊勢王・其の弟王	間人大后	嶋皇祖母命	大紫蘇我連大臣	伊勢王	皇孫建王	左大臣巨勢德大臣	孝德天皇	皇極天皇	元年二月二日	元年二月二十一	泊瀬王	主語	即位前紀	
29	28	27	27	27	27	27	27	27	27	26	26	26	25	24	24	23	段名ほか	年月日	
天武天皇（下）	天武天皇（上）	天智天皇	天智天皇	天智天皇	天智天皇	天智天皇	天智天皇	天智天皇	天智天皇	天智天皇	齊明天皇	齊明天皇	孝德天皇	皇極天皇	舒明天皇	即位前紀	年月日	記述の形式等	
三年春正月十日	元年十二月是月	八年冬十月十六	八年冬十月十六	八年冬十月十六	七年六月	四年春二月二十五	三年六月	三年夏五月	三年夏五月	四年夏五月	四年春正月一三	七年秋六月	七年秋六月	記事	記事	会話	百済の使人の言葉	記述の形式等	備考
記事	記事	注記	注記	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	病死		
小紫位追贈		碑文	日本世記の記述	日接りて薨りぬ。	カムアガルと読ませる薨	天智天皇の祖母	天智天皇の祖母	天智天皇の祖母	天智天皇の祖母	天智天皇の祖母	天智天皇の祖母	八歳で死、天皇合葬の詔	天皇朱雀門に幸して挙哀	たまひて勤ひたまふ。公皇	天皇朱雀門に幸して挙哀	天皇朱雀門に幸して挙哀	百済の使人の言葉	百済の使人の言葉	

193	192	191	190	189	188	187	186	185	184	183	182	181	180	179	178	177	176	175	174
卒りぬ	卒せぬ	卒せぬ	卒せぬ	薨せぬ	薨せぬ	薨りましぬ	薨せぬ	薨せぬ	薨せぬ	薨せぬ	薨せましぬ	薨せぬ	薨せぬ	薨せましぬ	薨せぬ	薨せぬ	薨せぬ	薨せぬ	薨せぬ
ミマカリヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセマシヌ	カムサリマシヌ	ミウセヌ	カムサリマス	ミウセヌ	ミマカリヌ	ミマカリヌ	ミマカリヌ								
ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミマカリヌ	カムサリマス	ミマカリヌ	カムサリマス	ミマカリヌ	ミマカリヌ	ミマカリヌ	ミマカリヌ	ミマカリヌ	ミマカリヌ	ミマカリヌ	ミマカリヌ	ミマカリヌ	ミマカリヌ	ミマカリヌ	ミマカリヌ
大錦上坂本財臣	高向玄理	百済・大佐平智積	百済の意多郎	子)後皇子尊(高市皇)	淨大參皇子川嶋	春日王	鏡姬王	三位高坂王	天武天皇(下)	天武天皇(下)	天武天皇(下)								
28	25	24	16	30	30	30	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
天武天皇(下)	孝徳天皇	皇極天皇	武烈天皇	持統天皇	持統天皇	持統天皇	持統天皇	持統天皇	天武天皇(下)	天武天皇(下)	天武天皇(下)								
日	二年五月二十九	白雉五年二月	元年二月二日	三年十一月	日	一〇年秋七月十	五年九月九日	二日	三年夏四月二十	日	三年夏四月十三	日	一二年秋七月五	一二年六月六日	一二年六月三日	八日	一一一年春正月十	月	一一〇年冬十月是
記事	記事	記事	人との会話	百済の弔使の廉	誤記実際は同じ年の一月 百済の弔使か	押使として大唐で死ぬ	卒の初出												死亡日はない。二三日以後数日

No.	表記	岩波読み	小学読み	主語	年月日	記述の形式等	備考													
212	211	210	209	208	207	206	205	204	203	202	201	200	199	198	197	196	195	194		
卒りぬ	卒りぬ	卒りぬ	卒りぬ	卒りぬ	卒りぬ	卒りぬ	卒りぬ	卒せぬ	卒りぬ	卒せぬ	卒りぬ	卒せぬ	卒ぬ	卒ぬ	卒ぬ	卒ぬ	卒せぬ	卒りぬ		
ミマカリヌ	ミマカリヌ	ミマカリヌ	ミマカリヌ	ミマカリヌ	ミマカリヌ	ミマカリヌ	ミマカリヌ	ミウセヌ	ミマカリヌ	ミウセヌ	ミマカリヌ	ミウセヌ	ミマカリヌ	ミウセヌ	ミマカリヌ	ミウセヌ	ミマカリヌ	ミウセヌ		
ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ		
小錦中膳臣摩漏	殖栗王（五位）	土師連眞敷	千大錦下上毛野君三	桑内王	納言兼宮内卿五位	小錦下舍人連糠蟲	天武天皇（下）	天武天皇（下）	天武天皇（下）	天武天皇（下）	天武天皇（下）	天武天皇（下）	葛城王（四位）	坂田公雷	君大三輪眞上田子人	村国連雄依	物部雄君連	明大錦下百濟沙宅昭	天武天皇（下）	卷
29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	28	
天武天皇（下）	天武天皇（下）	天武天皇（下）	天武天皇（下）	天武天皇（下）	九年九月二七日	九年秋七月二六日	九年五月二七日	九年五月二一日	九年五月二一日	八年八月二十五日	八年八月二五日	八年秋七月十七日	天武天皇（下）	天武天皇（下）	天武天皇（下）	天武天皇（下）	天武天皇（下）	天武天皇（下）	天武天皇（下）	
七年秋七月十日	一一一年秋七月十日	一一一年六月十二日	一一一年三月是月	一一一年二月是月	一〇年八月十一日	九年九月二七日	九年秋七月二六日	九年五月二七日	九年五月二一日	八年八月二十五日	八年八月二五日	八年秋七月十七日	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	
記事		記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事		
壬申の乱の功臣及び禄追贈		壬申の乱の功臣	壬申の乱の功臣	壬申の乱の功臣	壬申の乱の功臣	壬申の乱の功臣	壬申の乱の功臣	壬申の乱の功臣	壬申の乱の功臣	壬申の乱の功臣	壬申の乱の功臣	壬申の乱の功臣	壬申の乱の功臣	壬申の乱の功臣	壬申の乱の功臣	壬申の乱の功臣	壬申の乱の功臣	壬申の乱の功臣		
大紫位		大錦上	大錦上	大錦上	大錦上	大錦上	大錦上	大錦上	大錦上	大錦下	大錦下	大錦下	大錦上	大錦上	大錦上	大錦上	大錦上	大錦上	大錦上	

232	231	230	229	228	227	226	225	224	223	222	221	220	219	218	217	216	215	214	213
死りぬ	死りぬ	死る	死らく	死亡れる者	死ぬ	死者	死みなむ	死人	死れぬ	死	死れたる	死ぬ	死れり	死る	死ぬ	卒りぬ	卒りぬ	卒りぬ	ミマカリヌ
ミマカリヌ	マカリヌ	マカル	マカラク	マカレルモノ	シヌ	ヤミナム	シニキ	マカレルヒト	シニタルヒト	カクレヌ	シニタル	カクレタル	シヌ	マカル	シヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミマカリヌ
ミマカル	ミマカリヌ	ミマカル	ミマカラク	ミマカレルヒト	ヤミナム	五瀬命	(不特定)	天稚彦	天稚彦	者天稚彦をふくむ死	天稚彦	天稚彦	保食神	人または神	国民	眞人八国大参羽田	眞人八国大参羽田	京職大夫直大參許	大伴連男吹負
竹野媛	狭穂彦と妹	垂仁皇后	垂仁皇后	民(オホミタカラ)	兄猾	五瀬命	書第一	書第一	書第一	神代下第九段一	神代下第九段	神代下第九段	神代上第五段一	書第二	神代上第五段一	天武天皇(下)	天武天皇(下)	天武天皇(下)	天武天皇(下)
6	6	6	6	5	3	3	2	2	2	2	2	2	1	1	1	29	29	29	29
垂仁天皇	垂仁天皇	垂仁天皇	垂仁天皇	崇神天皇	紀神武天皇即位前	紀神武天皇即位前	書第一	書第一	書第一	神代下第九段一	神代下第九段一	神代下第九段一	書第六	書第六	書第六	朱鳥元年三月二日	朱鳥元年三月二日	四年五月十九日	一二年八月五日
日 一五年秋八月一	五年冬十月五日	五年冬十月五日	五年冬十月五日	五年	戊午年八月二日	戊午年五月八日	記事	記事	記事	会話	一書の記述	本文の記述	一書の記述	記事	記事	記事	記事	記事	記事
輿から落ちて自死							五瀬命が自分のことを言つたものが自身をさして垂仁皇后が自身をさして言つた言葉	アヂスキタカヒコネノカミの言葉						壬申の乱の功臣直大壹	壬申の乱の功臣直大壹	位追贈	大錦中		

251	250	249	248	247	246	245	244	243	242	241	240	239	238	237	236	235	234	233	No.	表記	岩波読み	小学読み	主語	年月日	記述の形式等	備考				
死ぬ	死へたり	死りぬる者	死りたまひぬ	死せぬ	死りぬ	死りて	死らむこと	死らむこと	死らむや	死ぬ	死なむ	死りぬ	死ぬ	死なぬ	死ぬ	死れり	死りて	死なずして		シナズシテ	シナズ	シナズ	近習者	一一八年冬十一月 二日	記事	殉死者				
シヌ	ヲヘタリ	ヲハリタルヒト	ヲハリタマヒヌ	ミウセヌ	ミマカリヌ	ミマカリテ	ミマカラムコト	ミマカラムヤ	ミマカラム	ミマカラム	ミマカラム	ミマカラム	ミマカラム	ミマカラム	ミマカラム	シヌ	シヌ	シヌ	マカリテ	シニテ	マカレリ	マカレリ	田道間守	一一八年冬十一月 二日	記事	殉死者				
シヌ	ミマカレル	ミマカレル	スギニシヒト	ヲハリタマイヌ	ミウセヌ	ミマカリヌ	ミマカリテ	ミマカラム	ミマカラム	ミマカラム	ミマカラム	ミマカラム	ミマカラム	ミマカラム	ミマカラム	シヌ	シヌ	シヌ	シナヌニ	シナヌニ	シナヌニ	シナヌニ	川上梶帥	一一〇〇年春三月 十二日	記事	殉死者				
武藏人強頸	菟道稚郎子	菟道稚郎子のこと	菟道稚郎子	大山守皇子	壱岐直祖眞根子	武内宿祢	武内宿祢	武内宿祢	武内宿祢	武内宿祢	武内宿祢	武内宿祢	武内宿祢	武内宿祢	武内宿祢	忍熊王	天野の祝	小竹の祝	神功皇后	神功皇后	景行天皇	景行天皇	垂仁天皇後紀	一一〇〇年春三月 十二年十月	記事	殉死者				
11	11	11	11	11	10	10	10	10	9	9	9	9	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	卷	段名ほか	年月日	記述の形式等	備考		
仁徳天皇	仁徳天皇	仁徳天皇	仁徳天皇	仁徳天皇	応神天皇	応神天皇	応神天皇	応神天皇	神功皇后	神功皇后	神功皇后	神功皇后	日	月	月	月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	新羅の使者毛麻利叱智が 襲津彦に	皇后への反逆者	自死		
一一年冬十月	即位前紀	即位前紀	即位前紀	即位前紀	九年夏四月	九年夏四月	九年夏四月	九年夏四月	死	武内宿祢が自身の無実の 死をいう	武内宿祢が自身の無実の 死をいう	武内宿祢が自身の無実の 死をいう	会話	会話	会話	会話	会話	会話	会話	会話	会話	会話	会話	会話	会話	自死	まつろわぬ者の死	自死	殉死者	
記事	会話	会話	会話	記事	記事	記事	記事	会話	会話	会話	会話	会話	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	
河神への人身供御入水し て死ぬ自死	オホササギノミコトが復活し たウジノワキ郎子にいう表現	自死	眞根子が武内宿祢の身代 わりに自死	眞根子が武内宿祢の身代 わりに自死	眞根子が武内宿祢の身代 わりに自死	眞根子が武内宿祢の身代 わりに自死	沈みて死せぬ。謀反の皇 子の死	沈みて死せぬ。謀反の皇 子の死	壱岐直の祖眞根子が武内 宿祢のことを	武内宿祢が自身の無実の 死をいう	武内宿祢が自身の無実の 死をいう	武内宿祢が自身の無実の 死をいう	死	死	死	死	死	死	死	死	死	死	死	死	死	死	死	死	死	死

271	270	269	268	267	266	265	264	263	262	261	260	259	258	257	256	255	254	253	252
死せましぬ	死なむ	死する	死りし	死りぬ	死せむ	死生	死なまく	死せむ	死	死亡ぬ	死ぬること	死ぬ	死にたる（人）	シニタル（ヒト）	シヌ	シヌ	シヌ	死なむ	死りぬ
ウセマシヌ	シナム	ミウスル	ミマカリシ	ミマカリヌ	ミウセム	シニイキムコト	シナマク	シナマク	シ	シヌ	シヌルコト	シヌ	シニタル	スギニシヒト	シニ	シヌ	シナム	ミマカリヌ	シナズ
ミウセタマフ	ミウセム	ミウスル	ミマカリシ	ミマカル	ミウセム	シニイキ	シナマク	シナマク	シニイキ	イノチスギナム	シニタル	シヌ	シニタル	田道	田道	鹿	鹿	河内人茨田連衫子	
太子木梨輕皇子	木梨輕皇子	木梨輕皇子	男狹磯（海人）	男狹磯（海人）	皇后忍坂大中姫命	皇后忍坂大中姫命	鳥賊津使主	妃忍坂大中姫命	不特定の人	路人	鹿	鹿	田道の妻	田道	田道	鹿	鹿	玖賀媛	シナズ
13	13	13	13	13	13	13	13	13	11	11	11	11	仁徳天皇	仁徳天皇	仁徳天皇	仁徳天皇	仁徳天皇	仁徳天皇	仁徳天皇
安康天皇	允恭天皇	允恭天皇	允恭天皇	允恭天皇	允恭天皇	允恭天皇	允恭天皇	允恭天皇	仁徳天皇	仁徳天皇	仁徳天皇	仁徳天皇	日六七年冬十月五	日六七年冬十月五	日六七年冬十月五	日六七年冬十月五	日六七年冬十月五	日六七年冬十月五	仁徳天皇
即位前紀	日二三年春三月七	日二四年秋九月十	二日	二四年秋九月十	七年十二月	七年十二月	七年十二月	元年冬十二月	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事
記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	会話	会話	妃比喩表現	不特定の人の死	時人の言葉	蛇の毒で	縊死（自死）	蝦夷との戦で戦死	牡鹿が雌鹿の夢を占う	天皇が召そうとした女性	河神への人身供御だが死なず	
死婦女淫け・武力蜂起・自	死婦女淫け・武力蜂起・自	同母妹軽大娘皇女を感でた結果	同母妹軽大娘皇女を感でた結果	大鰐をとりて	大鰐をとりて	自死の決意	対して	鳥賊津使主が弟姫	皇后忍坂大中姫命が天皇	妃比喩表現	不特定の人の死	時人の言葉	蛇の毒で	縊死（自死）	蝦夷との戦で戦死	牡鹿が雌鹿の夢を占う	天皇が召そうとした女性	河神への人身供御だが死なず	

No.	表記	岩波読み	小学読み	主語	年月日	記述の形式等	備考																	
290	死ぬ	死ぬ	死せましぬ	死せましぬ	死ぬ	死ぬ	死ぬ	死ぬ	死ぬ	死ぬ	死ぬ	死ぬ	死ぬ	死ぬ	死ぬ	死ぬ	死ぬ	死ぬ	死ぬ	死にます	死にたまふ	死にたまふ	死なざらく	死せなむ
	シヌ	シヌ	ミウセマシヌ	ミウセマシヌ	ミウセヌ	シヌ	シヌ	シヌ	シヌ	シヌ	シヌ	シヌ	シヌ	シヌ	シヌ	シヌ	シヌ	シヌ	シヌ	シニタマフ	シナザラク	シナザラク	シナザラク	シウセナム
	マカル	シヌ	みうせましぬ	みうせましぬ	シヌ	シヌ	シヌ	シヌ	シヌ	シヌ	シヌ	シヌ	シヌ	シヌ	シヌ	シヌ	シヌ	シヌ	ミマカリヌ	ミウセタマヒヌル	ミウセタマヒヌル	ミウセタマヒヌル	ミウセナム	
韓白水郎嘆と哭女	的臣蚊嶋と穗笠君	難波小野皇后	難波小野皇后	下部連使主内 <small>(とねり)</small> 日	隼人	鳥官の禽	鷦(鳥)	鷦(鳥)	韓子宿祢	來目連	大伴談連、紀岡前	(不特定)	栲幡皇女	難波吉子日蚊父子	大草香皇子	大草香皇子	大草香皇子	大草香皇子	安康天皇	安康天皇	安康天皇	安康天皇	元年二月	
15	仁賢天皇	仁賢天皇	仁賢天皇	仁賢天皇	清寧天皇	雄略天皇	雄略天皇	雄略天皇	雄略天皇	雄略天皇	雄略天皇	雄略天皇	雄略天皇	安康天皇	安康天皇	安康天皇	安康天皇	安康天皇	元年二月	元年二月	元年二月	元年二月	元年二月	
六年是秋	四年夏五月	二年秋九月	二年秋九月	即位前紀	元年十月	一一〇年秋九月四日	九年五月	九年三月	七年是歳	三年夏四月	元年二月	元年二月	元年二月	元年二月	元年二月	元年二月	元年二月	元年二月	元年二月	元年二月	元年二月	元年二月	元年二月	
記事	記事	記事	上記の注の中の 記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	新羅戦での内紛による死	戰死	病死者	無実の罪で経死(縊死)	難波吉子日蚊父子が大草 香皇子の死を言う	難波吉子日蚊父子が大草 香皇子の死を言う	難波吉子日蚊父子が大草 香皇子の死を言う	大草香皇子が天皇の使者			
	罪を得て死	自死	自死	経死(縊死)	天皇に殉死	狗に喰られて	別本に云はくの記事																	

310	309	308	307	306	305	304	303	302	301	300	299	298	297	296	295	294	293	292	291		死ぬ		
死ぬ	死ぬる（状）	死ぬ	死ぎたまひし（王）	死る（者）	死ぬる（者）	死ぬ	死ぬる	死る	死ぬ	死りて	死れり	死るとも	死ぬる者	死ぬる者	死ぬる	死ぬ	死ぬる者	（傷れ）死ぬる者	死ぬ	シヌ	シヌ	よみなし	
シヌ	シヌル（アリサマ）	シヌ	シヌル（カタチ）	シヌル（モノ）	シヌル（モノ）	シヌル（モノ）	シヌル（モノ）	シヌル	シヌ	シヌル	（タダレ）シヌル	モノ（ヤブレ）シヌル	シニシヒト	シヌルヒト	韓白水郎嘆と哭女								
捕物部守家大連の資人	人物部守家大連の資人	人物部守家大連の資人	人物部守家大連の資人	人物部守家大連の資人	人物部守家大連の資人	人物部守家大連の資人	人物部守家大連の資人	人物部守家大連の資人	人物部守家大連の資人	人物部守家大連の資人	人物部守家大連の資人	人物部守家大連の資人	人物部守家大連の資人	人物部守家大連の資人	人物部守家大連の資人	人物部守家大連の資人	人物部守家大連の資人	人物部守家大連の資人	人物部守家大連の資人	毛野臣	百濟と日本の兵	訴訟した人	
21	21	21	20	20	20	20	20	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	17	17	17	仁賢天皇	六年是秋	
崇峻天皇	崇峻天皇	崇峻天皇	敏達天皇	繼体天皇	繼体天皇	繼体天皇	二四年秋九月	二四年秋九月															
即位前紀	即位前紀	即位前紀	五一年四月十日	一四年三月一日	一四年春二月十日	五年	一二年是歲	二年夏五月三日	三年夏四月十日	五年	二三年七月是月	二三年六月是月	二三年六月是月	二三年六月是月	二三年六月是月	二三年六月是月	五年十二月	五年十二月	五年十二月	五年十二月	記事	記事	記事
記事	記事	記事	会話	記事	記事	記事	記事	記事	記事	子欽明天皇が皇太	記事	記事	記事	記事	記事	詔	百濟本記より引	高麗の内乱 戰	瀬波河浦の水を飲んで死	病死	百濟との戦	誓湯（くがたち）での事	
鳥部萬に殉じて餓死する	鳥部萬に殉じて自死する	大連に殉じて自死する	大連に殉じて自死する	大連に殉じて自死する	大連に殉じて自死する	大連に殉じて自死する	大連に殉じて自死する	穴穂部皇子の言挙げ	頸を刺して自死する	殺されて蘇生後死ぬ	越海で難破溺死	天皇が自分の死を表現	諫言による死	諫言による死	諫言による死	欽明天皇の詔のことば						上記注	

No.	表記	岩波読み	小学読み	主語	年月日	記述の形式等	備考
329	死せましたり	死る 死去りけむ	マカリケム	マカリケム	蘇我嬢河上娘	五年十一月是月	記事
328	死ぬ	死ぬ	ミマカル	ミマカル	ト飢者(ウエタルヒ)	一六年六月十五	の会話 群臣たち
327	死にたる	死りて	ミマカリヌ	ミマカリヌ	高麗の僧慧慈	二九年春二月五	葉会話 使者の言
326	死亡者	死にたること	ミマカラム	ミマカラム	高麗の僧慧慈	二四年秋七月	片岡の飢者(聖)
325	死ぬ	死ぬ	ミマカル	ミマカル	推古天皇	二一年十二月	
324	死ぬ	死ぬ	ミマカリヌ	ミマカリヌ	推古天皇	崇峻天皇	
323	死ぬ	死ぬ	ミマカリヌ	ミマカリヌ	老(オキナ)	二四年秋七月	
322	死ぬ	死ぬ	ミウセヌ	ミウセヌ	母子	二四年秋七月	
321	死ぬ	死ぬ	ミウセヌ	ミウセヌ	境部臣・阿郴父子	二四年秋七月	
320	死ぬ	死ぬ	ミウセヌ	ミウセヌ	毛津君小鷦鷯	二四年秋七月	
319	死ぬ	死ぬ	ミウセヌ	ミウセヌ	三輪君小鷦鷯	二四年秋七月	
318	死ぬ	死ぬ	ミウセヌ	ミウセヌ	翫岐の従者	二四年秋七月	
317	死ぬ	死ぬ	シヌ	シヌ	翫岐の児	二四年秋七月	
316	死ぬ	死ぬ	シヌ	シヌ	翫岐の児	二四年秋七月	
315	死ぬ	死ぬ	シヌ	シヌ	翫岐の児	二四年秋七月	
314	死ぬ	死ぬ	シヌ	シヌ	翫岐の児	二四年秋七月	
313	死ぬ	死ぬ	シヌ	シヌ	翫岐の児	二四年秋七月	
312	死ぬ	死ぬ	シヌ	シヌ	翫岐の児	二四年秋七月	
311	死ぬ	死ぬ	シヌ	シヌ	翫岐の児	二四年秋七月	
ウセマシタリ	シヌ	シニタル	ミマカリテ	ミマカリテ	新羅の人々 (不特定)百濟・ 蘇我大臣蝦夷	八年三月	五年十一月是月
ウセマシタリ	シヌ	シニタル	ミマカリテ	ミマカリテ	翫岐の児	即位前紀	の会話 群臣たち
山背大兄王	大仁土師婆婆連	蟲と小魚	蘇我大臣蝦夷	翫岐の児	翫岐の従者	三四年是歲	葉会話 使者の言
24	24	24	24	24	24	22	片岡の飢者(聖)
皇極天皇	皇極天皇	皇極天皇	皇極天皇	皇極天皇	舒明天皇	推古天皇	高麗の僧慧慈の
二年十一月一日	二年十一月一日	二年八月十五日	元年是歲	元年五月二二日	元年五月二二日	二四年秋七月	太子の死の後追い死
記事	記事	記事	記事	記事	記事	太子の死の後追い死	太子の死の後追い死
巨勢徳大臣らが思い込む	戦での死	蝦夷が生前自分の死を語る	送習俗・新羅の一般的な葬の説明として	百濟・新羅の一般的な葬	蘇我蝦夷臣が来日物部伊	蘇我蝦夷臣が来日物部伊	小野妹子が唐からの返書を奪われたことに対し

349	348	347	346	345	344	343	342	341	340	339	338	337	336	335	334	333	332	331	330	死ぬ
死せぬ	死せぬ	死せぬ	死ぬる	死ぬる	死ぬる	死する	死する	死ぬる(に殉ふ)	死ぬる	死ぬしむ	死ぬ	死ぬ	死ぬ	死ぬしむる	死ぬしむる	死ぬ	死ぬ	死す	死せましぬ	シヌ
ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	シヌル	シヌル	シヌル	ミウスル	ミウスル	ミウスル	ミウスル	ミウスル	シヌ	シヌ	シヌ	シヌル	シヌル	ミウス	ミウセマシヌ	ミウセマシヌ	シヌ	
ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	シヌル	シヌル	シヌル	ミウスル	ミウスル	ミウスル	ミウスル	ミウスル	シヌ	シヌ	シヌ	シヌル	シヌル	ミウス	ミウセヌ	ミウセマシヌ	シヌ	
学問僧智国	学問僧智聰	学問僧惠妙	人と牛馬	三足の鳥	造媛	皇子太子妃(蘇我)	山田大臣の妻子及	その子	蘇我倉山田麻呂と	臣(蘇我倉山田麻呂大)	馬	百姓(オホミタカ)	民(オホミタカ)	民(オホミタカ)	民(オホミタカ)	役民	人	古人皇子の妃妾	・妃妾 山背大兄王と子弟	鼠
25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	24	24	24	皇極天皇
孝徳天皇	孝徳天皇	孝徳天皇	孝徳天皇	孝徳天皇	孝徳天皇	孝徳天皇	孝徳天皇	孝徳天皇	孝徳天皇	孝徳天皇	孝徳天皇	孝徳天皇	孝徳天皇	孝徳天皇	孝徳天皇	孝徳天皇	孝徳天皇	孝徳天皇	孝徳天皇	
白雉五年二月	白雉五年二月	白雉五年二月	白雉三年夏四月	日二十日	白雉元年二月九	七日	大化五年二月十	七日	大化五年三月十	七日	大化五年三月十	七日	大化五年三月十	七日	大化二年三月二	二日	大化二年三月二	二日	大化二年三月二	二年十一月一日
伝聞記事	伝聞記事	伝聞記事	記事	想	言葉(過去の回)	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	詔	詔	詔	詔	詔	会話
海で死ぬ 伊吉博得が言はくの注	海で死ぬ 伊吉博得が言はくの注	唐で死ぬ 伊吉博得が言はくの注	溺死	心労死	自経死	道登法師の言葉	道登法師の言葉	道登法師の言葉	道登法師の言葉	道登法師の言葉	道登法師の言葉	道登法師の言葉	道登法師の言葉	道登法師の言葉	薄葬の詔 溺死二例	薄葬の詔	薄葬の詔	薄葬の詔	経死(縊死)自死	古人皇子のことば

No.	表記	岩波読み	小学読み	主語	段名ほか	年月日	記述の形式等	備考														
368	367	366	365	364	363	362	361	360	359	358	357	356	355	354	353	352	351	350				
死せぬ	死せぬ	死せぬ	死ぬ	死す	死なむ	死なむ	死せぬ	死す	死す	死ぬ	死りては	(戦)死せぬ	死ぬる(者)	死れる(者)	死人	死人	死せぬ	死せぬ	死せぬ	死せぬ		
ミウセヌ	ミウセナム	ミウセヌ	シヌ	ミウス	シナム	シナム	ミウセヌ	ミウス	ミウス	シヌ	シヌ	ミマカリ(テハ)	シヌル(モノ)	マカレル(モノ)	マカレルヒト	シニヒト	不特定の人	彌武	学問僧義通	学問僧義通		
ミウセヌ	ミウセム	ミウセヌ	シヌ	ミウス	ミウセム(トス)	ミウセム	ミウセヌ	ミウス	ミウス	シヌ	シヌ	ミマカリ(テハ)	シヌル(モノ)	シヌル(モノ)	大舎人、諸近侍	官軍の兵	大舎人、諸近侍	齊明天皇	齊明天皇	孝徳天皇	孝徳天皇	
飛鳥寺 僧福揚	舍人王 納言兼宮内卿五位	兵衛大分君稚見	妖言した人	大分君恵戻	少子部連鉏鉤	少子部連鉏鉤	少子部連鉏鉤	少子部連鉏鉤	少子部連鉏鉤	蘇賀臣果安	八つの足のある鹿	蘇賀臣果安	蘇賀臣果安	蘇賀臣果安	蘇賀臣果安	蘇賀臣果安	五年是歳	七年五月	五年是歳	七年五月	白雉五年二月	
29	29	29	29	29	29	29	28	28	28	27	27	27	26	26	25	25	25	25	25	25	卷	
天武天皇(下)	天武天皇(下)	天武天皇(下)	天武天皇(下)	天武天皇(上)	天武天皇(上)	天武天皇(上)	天武天皇(上)	天武天皇(上)	天武天皇(上)	天智天皇	天智天皇	天智天皇	齊明天皇	齊明天皇	齊明天皇	齊明天皇	齊明天皇	齊明天皇	孝徳天皇	孝徳天皇		
九日 一三年閏四月二	九年秋七月二十五	八年三月六日	四年十一月三日	四年六月二三日	四年六月二三日	元年八月二五日	元年八月二五日	元年八月二五日	元年秋七月二日	一日	一〇年四月是月	八年冬十月十日										
記事	記事	記事	記事	記事	詔の中の表現	天皇の言葉																
自ら頸を刺して死ぬ	危篤状態 高市皇子派遣	自死頸を刎ねる	自死頸を刎ねる	壬申の乱の功臣	壬申の乱の功臣	天武天皇が少子部連鉏鉤																

388	387	386	385	384	383	382	381	380	379	378	377	376	375	374	373	372	371	370	369	死らむとす	ミマカラム(トス)	シヌ	死ぬ		
夭残 (若死)	(命) 亡びむ	亡せたり	萬死	瞑目ぬ	没ぬ	殞命ぬ	陷にたり	身亡ぬ	亡にたり	逝ぎます	あから亡す	亡びむ	アカラメサス	ホロビム	シヌルヒト	ウセタリ	シニタルヒト	カムサリマサム	カムサリマス	終りまさらむ	終りましぬ	カムサリマシヌ	シヌ	死ぬ	
ルコト アカラシマニシヌ	ム(イノチ) ホロビ	ウセタリ	ミヲスツル	シヌ	シヌ	オチヌ	大伴談連の従人同	シヌ	シニタリ	ミシヌ	シニタリ	ミウス	スギマセル	シユクボウスル	ウセナム	日本武尊	天稚彦	イザナミノミコト	イザナミノミコト	蛇と犬	ミウセム(トス)	侍医百済人億仁	持統天皇	朱鳥元年五月九日	
民(オホミタカラ)	膳臣巴提便	膳臣巴提便の兒	愚に蒙き百姓	雄略天皇	子百濟王	姓津麻呂	大伴談連	大伴談連	弟姫	田道	菟道稚郎子	日本武尊	景行天皇	景行天皇	垂仁天皇	二八年冬十一月	書第一	書第二	書第三	書第四	書第五	書第六	書第七	天武天皇(下)	
19	19	19	18	14	14	14	14	13	11	11	7	7	6	2	2	1	1	30	29						
欽明天皇	欽明天皇	欽明天皇	安閑天皇	雄略天皇	雄略天皇	雄略天皇	允恭天皇	仁德天皇	仁德天皇	即位前紀	四〇年是歲	四〇年是歲	詔	言葉	一書の記述	本文の記述	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	朱鳥元年五月九日	
一三年冬十月	六年十一月	六年十一月	元年閏十二月四日	二三年八月七日	二〇年冬	九年三月	九年三月	七年十二月	五年	七年十二月	会話	会話	会話	会話	会話	会話	時の人々の言葉	日本武尊が自分の死を言う	日本武尊が自分の死を言う	日本武尊が自分の死を言う	日本武尊が自分の死を言う	日本武尊が自分の死を言う	日本武尊が自分の死を言う	日本武尊が自分の死を言う	日本武尊が自分の死を言う
記事	会話	会話	会話	会話	記事	記事	記事	記事	記事	「百濟記」からの引用記事 戰死	勤大壹位授与														
疫氣 (病)																								死亡日は	

No.	表記	岩波読み	小学読み	主語	年月日	記述の形式等	備考
389	病死	ヤミシニ	ウセタマヒナム	ウセタマイナム	ヤミシニ	民(オホミタカラ)	欽明天皇
390	終せたまひなむ	シナム	シナム	庶民	用明天皇	二年冬十月	会話
391	亡なむ	シナタルヒト	シナタルヒト	人	用明天皇	二年四月二日	記事
392	亡人	シナタルヒト	シナタルヒト	大友皇子	孝德天皇	十二日	大化二年三月二日
393	徂逝ぬ	シヌ	シヌ	僧旻法師	孝德天皇	大化五年三月十日	詔
394	亡な(ば)	シナ(バ)	シナ(バ)	造媛(皇太子妃)(蘇我)	孝德天皇	大化五年夏五月	薄葬の詔
395	縊死ぬ	シナム	シナム	天皇	孝德天皇	是月	三例
396	亡なむ	シヌ	シヌ	大友皇子	孝德天皇	白雉四年夏五月	心労死
397	終せぬ	ウセヌ	ウセヌ	飛鳥寺の弘聰僧(ふそうぼうし)	孝德天皇	元年秋七月一三日	或本では五年夏七月のこととする
398	終せぬ	クビレス	クビレス	天武天皇(上)	孝德天皇	是月	或本では五年夏七月のこととする
399	殺せまつられたま	ミウセヌ	ミウセヌ	天武天皇(下)	孝德天皇	白雉四年夏五月	或本では五年夏七月のこととする
400	殺せられたまいぬ	トモニシヌ	トモニシヌ	大津皇子	孝德天皇	元年秋七月二十日	或本では五年夏七月のこととする
401	殺せまつらしむ	マイヌ	マイヌ	安安康天皇	孝德天皇	九年十一月十七日	或本では五年夏七月のこととする
402	殺せられたまいぬ	シセマツラシム	シセマツラシム	女(大津皇子妃)山邊皇	孝德天皇	九年秋七月二十日	或本では五年夏七月のこととする
403	弑せまつらしむ	シイセラレタマイ	シイセラレタマイ	大津皇子	孝德天皇	九年十一月十七日	或本では五年夏七月のこととする
404	殺せられたまいぬ	シセラレタマイヌ	シセラレタマイヌ	馬子が崇峻天皇を	崇峻天皇	五年十一月三日	或本では五年夏七月のこととする
22	推古天皇	雄略天皇	安康天皇	三年秋八月九日	即位前期	持統天皇	記事
21	崇峻天皇	崇峻天皇	安康天皇	即位前紀	称制前紀	持統天皇	会話
14	崇峻天皇	雄略天皇	安康天皇	称制前紀	称制前紀	持統天皇	記事
13	崇峻天皇	雄略天皇	安康天皇	称制前紀	称制前紀	持統天皇	記事
30	崇峻天皇	雄略天皇	安康天皇	称制前紀	称制前紀	持統天皇	記事
30	崇峻天皇	雄略天皇	安康天皇	称制前紀	称制前紀	持統天皇	記事
29	崇峻天皇	雄略天皇	安康天皇	称制前紀	称制前紀	持統天皇	記事
29	崇峻天皇	雄略天皇	安康天皇	称制前紀	称制前紀	持統天皇	記事
28	崇峻天皇	雄略天皇	安康天皇	称制前紀	称制前紀	持統天皇	記事
25	崇峻天皇	雄略天皇	安康天皇	称制前紀	称制前紀	持統天皇	記事
25	崇峻天皇	雄略天皇	安康天皇	称制前紀	称制前紀	持統天皇	記事
25	崇峻天皇	雄略天皇	安康天皇	称制前紀	称制前紀	持統天皇	記事
24	崇峻天皇	雄略天皇	安康天皇	称制前紀	称制前紀	持統天皇	記事
21	崇峻天皇	雄略天皇	安康天皇	称制前紀	称制前紀	持統天皇	記事
19	崇峻天皇	雄略天皇	安康天皇	称制前紀	称制前紀	持統天皇	記事

注1 「岩波読み」は岩波日本古典文学大系本の読みのこと

注2 「小学読み」は小学館日本古典文学全集本の読みのこと

注3 表記は岩波日本古典文学大系本に従つた